

〈内容〉

- 原発いらない十三浜の会等 15 団体
 - ・石巻市議会議員 宛 2020. 5. 28
 - 「東北電力女川原子力発電所二号機の再稼働に同意しないことを求める請願書」 ……1
 - 「東北電力女川原発二号機の再稼働に同意しないことを求める意見書」(案) ……3
- 女川原発の避難計画を考える会
 - ・原子力防災会議 宛 2020. 5. 28「申入書」 ……4
- 女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション等 25 団体
 - ・宮城県知事 村井嘉浩 宛 2020. 6. 23『阻害要因調査』に関する「公開質問書」 ……6
 - ・内閣府政策統括官（原子力防災担当）付女川地域原子力防災協議会 担当参事官 宛
 - 2020. 6. 23 広域避難計画に関する「公開質問書」 ……11
 - ・2020. 7. 8 公開質問書に対して、政府と宮城県が回答不能に陥っていることに関する見解……13
- 女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション等 26 団体
 - ・宮城県知事 村井嘉浩、検討会座長・委員 宛
 - 2020. 7. 15「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」に係る要望書 ……16
 - ・宮城県知事 村井嘉浩 宛
 - 2020. 7. 15「女川原子力発電所に関する住民説明会」に係る質問書 ……18

〈みやぎ脱原発・風の会 作成〉

石巻市議会
議長 木村 忠良 殿

東北電力女川原子力発電所二号機の再稼働に同意しないことを求める請願書

〔紹介議員〕 星 雅俊・千葉眞良・齋藤澄子・黒須光男

1、請願の要旨

2020年2月26日、原子力規制委員会は、東北電力女川原発二号機の設置変更申請を新規規制基準に適合しているとして「審査書」を決定しました。

今後の焦点は、「立地自治体」の宮城県、石巻市、女川町が女川原発二号機の再稼働に同意するかどうか焦点となって参りました。

9年前、福島第一原発は、巨大地震と巨大津波によって原発施設が破壊され、メルトダウン・水素爆発など重大過酷事故を起こし、放射性物質を広範囲に大量放出し、その汚染を広大な農地、海、山林に広げ、農林業者・漁業者・中小商工業者・労働者は、自分の家と仕事を奪われ、大変悲惨な、筆舌に尽くせない苦しみと被害を原発周辺住民はじめ多くの福島県民に与えて来ました。

しかし、こうした福島第一原発重大過酷事故の危険性について、事前にIAEAや日本地震学会など有識者より指摘・勧告を受けていたこともあり、東京電力は、社内で15.7メートルの津波を試算していましたが、当時の東電経営陣は、無視をしました。福島第一原発事故は、まさに人災だと言われる所以がここにあります。そして、国も東京電力も誰も責任を取ろうとしていません。

こうした福島第一原発事故の現状を踏まえ、私たちは、二度と原発事故を起こさせないために、そして、元気な子どもたち、地域の労働者、農林漁業者、中小商工業者の皆さんの安全で平穏な生活を脅かさないために、美しい緑と海・豊かな自然環境を守り、未来の世代に負の遺産を押し付けないために、女川原発二号機の再稼働について貴議会として同意しないことをお願いいたします。

2、請願理由

(1) 福島第一原発事故後、原子力規制委員会の担当者自らが、「重大事故の際には、地元住民の被曝はやむを得ない」と認めており、政府は、「重大事故は起きるものだ」という前提で、30キロ圏内の自治体に「避難計画」の作成を義務付けています。したがって、再稼働の条件に住民が安全に避難できる実効性が求められるはずですが、しかし、その避難計画は、バスなどの大量輸送体制、スムーズな道路交通体制、病弱な方々への医療支援体制、避難先の準備体制など問題が山積しており、大変実効性を欠くものであることが多くの市民から指摘されています。そもそも企業活動に対して「避難計画」を作成しなければならないような産業は、はたして必要なのでしょうか。こうしたなかで、再稼働に同意することは、はじめから地元住民のいのちと暮らし、安全をないがしろにするものです。ましてや今日のように新型コロナウイルス感染症の拡大時期に原発過酷事故が起きた場合に、避難所では爆発的感染となり、さらに避難計画は機能しなくなります。原発再稼働は絶対に認められません。

(2) 地方自治体は、地方自治法第一条二項で「住民の福祉の増進を図ることを基本にして」、「国からの自主性、自立性」が謳われています。地方自治体の第一の責務は、住民の安全・安心な暮らしを守ることです。原発再稼働における立地自治体の「地元同意」は、事前了解権であり、国の方針が、地域住民の平穏に生活する権利と相いれない場合は、それを拒否する権利があります。

貴議会において、福島第一原発事故後、原発周辺住民がとても住めない放射線量の現状、燃料デブリ・汚染水の処理、除染土・放射性廃棄物の処理などいまだ解決できない現状を見れば、女川原発二号機再稼働については、地域住民の安全と暮らしを守ることを優先した判断として再稼働に同意しないことが、いま強く求められています。

(3) 政府や電力会社は、「原発が止まれば電力は不足し、国民生活や産業界に大きな打撃を与える」とか、「原発は、CO2を出さない地球環境を守るものだ」とか、「原発は、電力コストが一番安い」と説明してきました。ところが、①東北電力管内では、福島第一原発事故後、電力は不足しませんでした。むしろ首都圏に電力を販売してきました。福島第一原発事故後、「原発ゼロ」稼働となっても、埋蔵量が400年以上もある天然ガスを中心とした発電によって日本の電力は不足しませんでした。②原発建設や稼働中に膨大な化石燃料を消費し、重大事故ともなれば放射能汚染を広範囲に広げ、地域住民のいのちと生活環境を破壊し尽くすものです。原発は、決して地球環境を守るものではありません。③原発の電力コストは、通常稼働時だけのコスト計算であり、バックエンドなどの費用、事故補償費用などが入っておりません。現在、原発コストは、「石炭よりも高い」とも推計されています。

いま世界の潮流は、原発から再生エネルギーへ大きく転換しています。福島第一原発事故は、エネルギー政策を原発から再生エネルギー・安全なエネルギーに転換すべきことを私たちに教えています。従って、女川原発稼働に同意すべきではありません。

(4) 女川原発二号機が、再稼働されれば重大事故を起こさなくても、膨大な核のゴミ(死の灰)を生成させますが、その核のゴミの処分方法、最終処分場は、未だ決まっていません。いわゆる「トイレのないマンション」と揶揄される状態であり、その核のゴミは、女川原発敷地内に未来永劫増え続けることとなります。これ以上核のゴミを増やすべきではなく、再稼働は許されません。

(5) 3月に女川原発二号機で点検中の作業員が、内部被曝する事故がありました。これまで女川原発では、ヒューマンエラーが続発しているため、原子力規制委員会から指導・勧告を受けてきました。もし女川原発二号機が再稼働されれば、原発労働者の被曝も増大するとともに、重大過酷事故に繋がりがねない危険性の高まりも心配されます。原発労働者の被曝を避けるためにも再稼働すべきではありません。

(6) もし女川原発で重大過酷事故が起これば、原発周辺はもちろん、風速風向き・雨量・雲量などの気象条件によって放射能汚染被害は、原発周辺はじめ地域外・県外の住宅街、商店街、広大な山林、農地、海洋に広がり、地域住民のいのちと健康が蝕まれ、とりわけ子どもたちや高齢者の命は危険に晒され、地域外・県外移住を余儀なくされます。地域の農林漁業・中小商工業など、風評被害も加わり、地域の経済、教育、医療福祉、文化は、壊滅的な打撃を受けることとなります。まさに私たちのふるさと・郷土が奪われることとなります。

石巻市は、桃生耕土、大崎耕土を背後に持つ日本有数な農林業地域を形成し、また、漁業においては、北上川という大河の河口と世界三大漁場の三陸沖を抱え、世界的に豊富な水産資源漁場

を有し、また、カキ・ホヤなど沿岸栽培漁業では国内トップレベルの先進地であります。さらに、背後に金華山・牡鹿半島など豊かな自然環境、観光資源が広がる三陸復興国立公園（旧南三陸金華山国定公園）を有しています。

私たち石巻市民をはじめ女川原発周辺住民の暮らしと子どもたちのいのち・健康を、美しい緑と海・豊かな自然環境を守るため女川原発再稼働に同意しないことの貴議会の英断を強く要望致します。

以上の通り地方自治法124条によりお願いいたします。

[請願者]

| | | |
|------------------------|-------|------------|
| 原発いらない十三浜の会 | 代表 | 佐藤 清吾 |
| さようなら原発 in 石巻実行委員会 | 事務局長 | 近藤 武文 |
| こどもの健康を考える会・いしのまき | 共同代表 | 橋本和良・齋藤みや子 |
| 石巻地方護憲平和センター | 会長 | 千葉 眞良 |
| 放射性廃棄物の焼却処分に反対する石巻地域の会 | 事務局長 | 日野 正美 |
| 放射性廃棄物の焼却処分を考える河南の会 | 共同代表 | 遠藤卓・岡田孝 |
| いのちと郷土を守る市民の会 | 会長 | 川村 昭光 |
| 女川原発の再稼働を許さない石巻地域の会 | 代表世話人 | 松浦健太郎 |
| 石巻九条の会 | 代表世話人 | 松浦健太郎 |
| 石巻地方労連 | 議長 | 色川 健一 |
| 石巻民主商工会 | 会長 | 菅原 正明 |
| 年金者組合石巻支部 | 支部長 | 高橋 昭義 |
| 河北農民運動連合会 | 会長 | 及川英一郎 |
| 新日本婦人の会石巻支部 | 支部長 | 榎林由美子 |
| 女川原発の避難計画を考える会 | 代表 | 原 伸雄 |

東北電力女川原発二号機の再稼働に同意しないことを求める意見書（案）

去る2月26日、原子力規制委員会は、女川原発二号機の設置変更申請を新規規制基準に適合しているとして「審査書」を決定しました。これから女川原発二号機再稼働について地元自治体の宮城県・石巻市・女川町の意見、同意が求められます。

しかし、私たちは、9年前の福島第一原発事故を忘れることはできません。東京電力は、2008年に、IAEAや日本地震学会など有識者の方々から指摘・勧告されていたこともあり、社内で15.7メートルの大津波を試算していたにもかかわらず、当時の経営陣は、無視をしました。その結果、巨大地震と巨大津波によって原発施設は、破壊され原子炉メルトダウン・水素爆発を起こし、福島県をはじめ東北・関東地方などの住宅、工場、山林、農地、海にまで放射能汚染を広げ、原発周辺住民は、仕事を、家を奪われ、ふるさとを追われ、現在でも10万人とも言われる方々が、地域外・県外に移住をせざるを得ない状況となっています。原発周辺の農林業、漁業、地域産業は壊滅的打撃となりました。病弱な高齢者は、避難の途中でいのちを落とし、いまでも子どもたちの健康を蝕んでいます。原発事故から9年が過ぎましたが、事故の原因は究明されず、原子炉内の燃料デブリの処理、汚染水の処理、除染土・放射性廃棄物処理、未だ住民が安心して住めない高い放射線量の現状、廃炉作業の見通しも見えないなど解決されない問題が山積しています。

こうした歴史的な重大過酷事故を起こしたにもかかわらず、国・東京電力は、誰も責任をとろうとしていません。私たちは、こうした国・電力会社の無責任姿勢を見ていますと、女川原発でも再び福島第一原発のような事故を起こしてしまうのではないかと大変危惧しています。

福島第一原発事故後、「原発の安全神話」が崩壊し、原子力規制委員会は、「重大事故の際には、地元住民の被曝はやむを得ない」と認め、国も「重大事故は起きるものだ」という前提で、原発30キロ圏内自治体に「避難計画」の作成を義務付けています。しかし、その避難計画は、国自ら責任をもって当たろうとはせず、地方自治体に丸投げしている始末です。従って、緊急避難時の住民へ

の大量輸送体制（バス確保など）、道路交通体制、放射能汚染情報、病弱な方々への医療支援、避難先の受け入れ態勢の確保などその避難計画は、実効性を欠くものであることが多くの市民から指摘されています。本来原発周辺住民の皆さんが、安全に避難できることが原発再稼働の絶対条件のはずです。これでは、初めから原発周辺住民のいのちと暮らしをないがしろにするものだと言われても仕方ありません。そもそも企業活動に対して「避難計画」を作成しなければならないような産業は必要なのでしょうか。

いま、世界のエネルギー政策は、原発から再生エネルギーへ大きく転換し、再生エネルギー分野は、猛烈な勢いで成長しています。いま、日本は、電力の自由化・発送電の分離政策に消極姿勢で再生エネルギー分野の成長を抑制するという「時代錯誤」の政策を進めたために再生エネルギー分野の産業の遅れが著しいものがあります。

日本の原子力産業は、高速増殖炉「もんじゅ」をはじめとした核燃サイクルを断念せざるを得ない状況に追い込まれています。また、使用済み核燃料のゴミも青森県六ヶ所村、各原発敷地内にもはや貯蔵しきれない状況となっています。そして、未だに最終処分場も決まっていません。まさに、日本の原子力産業の未来はないと言っても過言ではありません。

9年前の東日本大震災の中で、女川原発は、5本の電源のうち4本消失し1本だけ確保し、また、満潮時と重ならず、幸運にも福島第一原発事故のようにはならず終わりました。しかし、ひょっとすると福島のような可能性が大きかったと言えます。そもそも原発は、巨大地震地帯や巨大津波地帯に立地してはならないのではないのでしょうか。

地域住民代表としての地方自治体の議会は、地域住民のいのちと暮らしの安全を守ることが、第一の任務のはずです。そして、豊かな自然環境、地域住民の生活環境を守ることが重要な役割です。もし、国の打ち出す政策が、地域住民のいのちと暮らしの安全を脅かすものであれば、毅然として国に異議を申し立てる必要があります。貴議会が、こうした視点に立って女川原発再稼働に同意しないことを強く要望いたします。

右、地方自治法第124条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年5月28日

石巻市議会 議長 木村 忠良 殿

.....

令和2（2020）年5月28日

原子力防災会議 御中

女川原発の避難計画を考える会
代表 原 伸雄

申入書

私たち、「女川原発の避難計画を考える会」（以下、当会）は、宮城県（以下、県）が作成した「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」及び、同ガイドラインを基に作成された石巻市（以下、市）作成の「原子力災害時における石巻市広域避難計画」（平成29年3月作成）の実効性や問題点について検証することを目的として結成された石巻市民の団体です。

当会は、貴会議に対して、本年3月26日付「申入書」において、女川地域原子力防災協議会が県と市の避難計画の実効性を全く審査せず「確認」していることを指摘し、貴会議が同協議会の「確認」をそのまま無審査で「了承」すれば、県と市は「実効性は国が確認してくれた」と公表し、御墨付きとして利用することが懸念されるので、同協議会に県と市の避難計画の実効性を審査しているのかどうかを質問し、審査していないことが明らかになった時は、「了承」を拒否し、同協議会に審査をし直すことを命ずるよう申し入れました。

しかるに令和2年5月22日付のマスコミ報道によれば、県の阻害要因調査によって現状のままではUPZの住民の避難に72時間～128時間かかることが明らかとなりました。

1. 実際の避難は3日～5.3日に検査場所の立ち上げまでの日数と検査場所と

受付ステーションを通過する日数が加わる

阻害要因調査は交通容量や車線数等の道路状況、信号情報を含む交差点情報等の経路上にある交通事象による渋滞要因を主として想定した調査であり（甲B25の2の6頁）、実際の避難時間は阻害要因調査が予測した3日～5.3日に検査場所の立ち上げまでの日数（県の説明では事故の数日後）と検査場所と受付ステーションを通過する日数が加わることとなります。

退域時検査場所（以下、検査場所）が3交替、24時間の稼働を予定しているのか否か、それに必要な人員と物資は確保されているのか否か、事故時に要員の招集が可能かどうか、資材を保管場所から事故発生時に運搬するとすれば、保管場所はどこで誰が運搬するのか等につき、県は私達に「現在検討作業を進めている」と回答しています。

県は検査場所の開始時期につき、「放射性物質の放出後に開設するため、開設は事故の数日後になる」と説明していますが、要員の招集、資材の運搬体制が整備されておらず、整備されたとしても交通渋滞で招集や運搬が遅れば、「数日後」でも稼働を開始出来ないことが予想されます。

検査に要する車両1台あたりの平均所要時間についても債権者は繰り返し市と県に質問してきたが、県は「所要時間については今後確認すべき事項と考えております」、「所要時間については、原子力防災訓練等を通じ、今後確認してまいります」と回答しています。

検査場所の稼働開始時期と車両1台あたりの検査の所要時間は県において明確にするべき事項であり、それができない現状において、その対策まで阻害要因調査を受注した業者に求めることができないのは当然のことです。

同じことは受付ステーションについても言えます。受付ステーションは24時間稼働となるが、それに必要な人員と物資を集められるかどうか、市によれば現在検討中ということ。各受付ステーション毎の車両1台あたりの平均受付所要時間も「現在検討中」ということであり、これらも市の責任において解決すべき課題です。

県や市の責任で解決すべき課題を阻害要因調査を受注した業者に回答を求めるのかどうかについて、県は債権者に「本事業で抽出する阻害要因としては、交通容量や車線数等の道路状況、信号情報を含む交差点情報等の経路上にある交通事象による渋滞要因を主として想定しており、お尋ねの事項については、本事業において、委託業者に対し、検討を求めるものではありません」と回答しています。（令和元年12月13日付回答書6頁）以上のように検査場所の立ち上げまでの日数と検査場所と受付ステーションを通過する日数は、阻害要因調査の対象から除外されているのです。

従って、実際の避難は3日～5.3日に検査場所の立ち上げまでの日数と検査場所と受付ステーションを通過する日数が加わることとなります。

2. 一時集合場所にバスが到着するまでの日数を計算に入れていない

バスの確保の実行責任者が県であるかバス協会であるか争いがあるが、どちらかがバスを確保し、一時集合場所にバスを手配し、自家用車を有さない避難者を避難させる必要があります。県とバス協会が実行責任者としての責任を相手方に押しつけ、事業者との日頃の交渉を怠っている現状では、一時集合場所にバスが到着するまで数日を要すると予想され、その日数の分、避難は長期化します。

3. 水・食料の補給や生理的欲求を計算に入れていない

私達はこれまで路上待機可能時間を問題にしてきました。水・食料の補給、運転手の睡眠時間や休息、避難経路上への簡易トイレの準備等も避難計画の実効性に重大な影響を与える要因です。阻害要因調査がこれらを想定していなければ、水・食料の補給、運転手の睡眠、トイレ等のために避難経路から外れることによって3日～5.3日という避難期間はさらに長期化します。

4. 避難それ自体が生命・健康に重大な影響を及ぼす

阻害要因調査が予測した3日～5.3日に、検査場所の立ち上げの遅れ、検査場所の検査と受付ステーションの受付の日数、一時集合場所にバスが来るまでの日数が加わり、食料や水の補給が得られず、脱水症状の者が続出する（渋滞のため救急車による救出が困難）、避難経路への簡易トイレの配備がなく、トイレを探すため度々避難経路から外れる、運転手の睡眠確保のために避難行動を一時停止する、睡眠不足による事故の続出、バスの運転手の法定拘束時間の大幅な超過等が重なれば、避難計画に従った避難はもはや避難の名に値せず、その間の大量被ばくも考慮すれば、避難計画に従った避難は、それ自体が多数の避難者の生命・健康を侵害する加害行為です。

以上のように、避難計画にある「迅速かつ確実な避難」は実行不可能であることは県の阻害要因調査結果によっても明らかです。

よって、同協議会の「了承を」を拒否し、同協議会に審査し直すことを命ずるよう改めて申し入れる次第です。

以上

【添付書類】

- | | |
|--|----|
| 1. 資料1の1：令和2年5月22日付河北新報 | 1通 |
| 2. 資料1の2：令和2年5月22日付朝日新聞 | 1通 |
| 3. 資料1の3：「第四次公開質問書」について（回答） （令和元年12月13日付） | 1通 |

【連絡先（事務局）】

〒986-0832 宮城県石巻市泉町4丁目1番20号
庄司・松浦法律事務所
弁護士 松浦 健太郎
電話番号 0225-96-5131 FAX 0225-94-0474

2020年6月23日

宮城県知事
村井 嘉浩 様

質問者の表示 別紙質問者目録記載のとおり

公開質問書

宮城県（以下、県）の実施した『原子力災害時避難経路阻害要因調査』（以下、本調査）の結果と、県及びUPZの住民の避難との関係について、別紙のとおり質問致します。

本年7月3日までに別紙質問者目録記載の連絡先まで文書でご回答下さいますようお願い致します。

質問事項

第1 本調査について

1 避難期間のさらなる長期化について

① 検査場所の立ち上げ日数が加わる

- ・ 検査場所をいつから稼働できるかについて県は「放射性物質の放出後に開設するため、事故の数日後から数日間使用する」という見解を示している。調査で想定した各検査場所毎のゲートモニター数は93レーンであるが、購入済のゲートモニターは12であり、必要とするそれのごく一部が購入されているに過ぎず、今後の購入計画も事実上未定であること
- ・ ゲートモニター以外の資材の確保も未了であること
- ・ ゲートモニターと資材の運搬体制が定まっていないこと（保管場所から各検査場所に誰が運ぶのか、業者に頼んで運んでもらうのであれば、その業者は誰なのか、各検査場所に向かう道路を避難者の車が埋める前に運ぶことができるのか等）
- ・ 24時間（3交替）稼働を前提にした各種検査場所毎の要員の確保が未定であること（各検査場所毎の要員の数を何人と想定したのか、誰がその要員になるのか、県の職員か、どこの部署の職員か、県が依頼した業者か、どこの業者か、東北電力も要員を出すことになったのか、その場合、東北電力のどこの部署の社員か、事故時にそれらの要員の招集は可能か、検査場所に向かう道路を避難者の車が埋める前に集めることができるのか、集められた要員の各自の役割が定まっているのか、要員予定者を参加させた訓練計画が策定されているのか、策定されているのであれば、要員予定者の職員あるいは社員をその訓練に参加させたことがあるのか、訓練計画が策定されておらず、従って訓練も未実施であれば、寄せ集めの要員が未経験の作業をぶっつけ本番でやれるのか等）
- ・ どの検査場所を稼働させ、どの検査場所を稼働させないか決めるオフサイトセンター内の現地本部の意思決定システムが整備されていないこと（最低限誰と誰が揃う必要があるか、そのメンバーの速やかな参集が期待できるのか等）

からすれば、検査場所の稼働開始は事故の数日後からさらにずれ込むことになるのではないかと。その可能性を否定できないのではないかと。【質問事項1】

いずれにしても、検査場所の立ち上げ日数（数日後+ α ）が、本調査によってはじき出されたUPZの避難期間の3日～5.5日に加わるのではないかと。【質問事項2】

② 受付ステーションの交通渋滞に起因する日数と受付ステーションから先の日数が増える

本調査によって明らかになった避難に要する日数（UPZの場合、3日～5.5日）は避難先自治体の受付ステーションまでの推計であるから、受付ステーションに起因する交通渋滞による日数と受付ステーションから避難所までの日数がそれに加わることになる。

検査場所での検査は要員とレーン数を増やせば1台あたりの処理時間の短縮が図れるが、受付ステーションの場合、予定されている要員の数からして1台ずつの受付にならざるを得ず、市と避難先自治体との間で打ち合わせがほとんど行われていない現状では、受付ステーションの受付は検査場所の検査以上に時間がかかることが予想され、受付人数の多い仙台市、大崎市への避難の場合、受付ステーションの交通渋滞に起因する日数と受付ステーションから先の日数の合計は本調査によってはじき出されたUPZの避難期間の3日～5.5日を超えるのではないかと。その可能性を否定できないのではないかと。【質問事項3】

③ 「検査場所の各レーンから出口に向かう車両が3分おきに1台ずつ発生する」という本調査の想定は甘すぎる

本調査の「各レーンから出口に向かう車両が3分おきに1台ずつ発生する」という結果は、検査場所内における車両進行のボトルネックとなる安定ヨウ素剤配布にかかる時間を3分と見積もった結果である。レーンに入るまでの行程にかかる時間をカットしたことに合理的理由はなく、その他の行程にかかる時間も含めれば、令和元年11月13日（水）に実施された宮城県原子力防災訓練の「汚染の無い車両が全行程を通過するのに要した時間は平均で6分5秒」「汚染のある車両が全行程を通過するのに要した時間は平均で23分4秒」の方が正確ではな

いか。【質問事項 4】

ましてや、避難経路に簡易トイレが備え付けられていなければ、検査場所に入った車両の避難者のほとんどがトイレに駆け込むはずであり、避難者の生理的欲求も考慮に入れば、1台平均10分近くはかかるのではないか。【質問事項 5】

④ まとめ

検査場所の立ち上げ日数+本調査のはじき出したUPZの避難期間3日～5.5日+受付ステーションの交通渋滞に起因する日数+受付ステーションから先の日数+検査場所の1台あたりの検査時間の見直し(増加)がUPZのトータル避難日数になるが、そのような避難に避難者は耐えられるのか。【質問事項 6】

耐えられると判断する場合、その根拠は何か。【質問事項 7】

ほとんどの避難者が途中で脱落するのであれば、県とUPZの避難計画は無益な計画ではないか。【質問事項 8】

2 避難者の生理的欲求を無視していることについて

① トイレと水・食料の補給

避難経路に指定されている三陸道の石巻方面から仙台方面に向かうルートには、矢本パーキングと春日パーキングしかなく、特に矢本パーキングの駐車台数は大型19台、小型53台分しかなく、ここでもトイレに駆け込む人で渋滞が発生する。三陸道から利府のジャンクションで北上し、東北自動車道に出るまで約12kmの間はパーキングエリア等が全くない。

下道の避難では、公衆用トイレがどこにあるのか知る方法がない。公園のトイレはトイレを使う人のための広い駐車場がなく、路上に駐車させトイレに駆け込むことになり、公園のまわりで渋滞が起きる。コンビニには通常トイレがついているが、店員も避難することになれば使用できない。

避難期間が3日～5日(あるいはそれ以上)ということになれば水や食料の補給も欠かせない。食料、水の補給所と簡易トイレを避難経路上に多数備え付けて、各検査場所、受付ステーションでも食料、水の補給が受けられる体制を整える必要があるが、県とUPZ自治体の避難計画のどこにもそれらに関する規定はなく、女川地域原子力防災協議会の作業部会でもその点については全く議論されていない。避難者の生理的欲求を無視したまま、避難期間が3日～5日(あるいはそれ以上)ということになれば、定められた避難経路から離脱する避難者が続出し、無理して避難経路に残った避難者には(極度の脱水症状など)生命・健康に影響を及ぼす状況が待っているのではないか。【質問事項 9】

女川地域原子力防災協議会(作業部会)において、トイレ・食料・睡眠・水について検討しなかったのはなぜか。【質問事項 10】

② 運転手の睡眠について

避難に要する日数が3日～5日(あるいはそれ以上)ということになれば、避難する車両の運転手は何回も睡眠を取る必要がある。それをどこで取るのかが問題になる。三陸道から利府のジャンクションで北上し東北自動車道に出るまでの間のように車を止めるべき路肩が狭いところ(後続車の走行の邪魔になる)、鷹来の森運動公園の手前のように沿石が並んでいて路肩(歩道)に出られないところもある。

避難経路から外れて睡眠を取るとしても適当な場所があるのかどうか、適当な場所を見つけることができたとしても近くにトイレが無ければ(通常はない)睡眠を中断してトイレ探しをしなければならない。

運転手の睡眠は車の継続運転にとって必須事項であるが、3日～5日(あるいはそれ以上)の避難期間中、運転手はどこで睡眠を取るのか。【質問事項 11】

女川地域原子力防災協議会(作業部会)において、運転手の睡眠について検討しなかったの

はなぜか。【質問事項 1 2】

③ バスの運転手の睡眠について

「1日（始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じ）の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度」「1日の拘束時間を原則13時間から延長する場合であっても、15時間を超える回数は1週間につき2回が限度」と定める厚労省の告示（バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント参照）趣旨からして、1人の運転手が運転席で睡眠を取ることを前提に3日～5日（あるいはそれ以上）の間、連続して運転することが許されていないのではないかと。【質問事項 1 3】

女川地域原子力防災協議会（作業部会）において、バスの運転手の睡眠について検討しなかったのはなぜか。【質問事項 1 4】

3 燃料不足について

避難する車両の中には、燃料を入れる直前に事故を迎える車両も相当数いるはずである。渋滞が発生すれば長時間車エンジンをかけ続けなければならず、季節によっては車内のクーラーや暖房のためのガソリン消費も計算に入れる必要がある。しかし、避難ルートには必要な分だけガソリンスタンドがあるわけではなく、ガソリンスタンドの人員も避難するので、ガソリンスタンドでガソリンの補給を受けることもできない。

少なくとも各検査場所、各受付ステーションには燃料補給の仕組みを用意する必要がある。燃料の補給体制が全くとれない場合、多数の車両が燃料不足で動けなくなり、その車の避難者の避難が困難になるだけでなく、後続に渋滞を発生させ、全体の避難期間を長期化させる要因になる。

女川地域原子力防災協議会（作業部会）において、燃料不足の問題について検討しなかったのはなぜか。【質問事項 1 5】

4 体調不良者の救出について

UPZの避難期間が3日～5.5日に、受付ステーションから先の避難期間、検査場所の立ち上げに要する日数等が加わり、避難期間がさらに長期化すれば、路上の車中にある避難者の中に体調不良者が次々に出ることが予想され、生命にかかわる事態もあり得る。

しかし、渋滞の中から体調不良者を救出し、病院に運ぶことは極めて困難である。

女川地域原子力防災協議会（作業部会）において、高齢者、薬の服用者、乳幼児などが乗っている車両が渋滞の中で3日～5日（あるいはそれ以上の期間）拘束された場合、どのようなことが起きるのか、体調不良を訴えた人を渋滞の中から救出できるのかという検討を行わなかったのはなぜか。【質問事項 1 6】

5 避難計画（避難経路）に従った避難ができないことが明らかになった場合の対応策が用意されていないことについて

避難計画（避難経路）に従った避難を開始したものの、渋滞で車が進まず、食料や水を求め、あるいはトイレを探すために避難経路から度々離脱せざるを得ないことになれば、ほとんどの避難者は、いつになったら避難所にたどり着けるのか、このまま避難計画（避難経路）に従った避難を続けるべきかどうか疑問を抱くことになる。

県、市の災害対策本部あるいはオフサイトセンター内の現地本部にそのような問い合わせが殺到した場合、どのような回答をするのか。現状では「分からない」という回答をする以外ないのではないかと。【質問事項 1 7】

バスによる避難の場合、避難期間が3日以上となり、水、食料の補充も得られず、避難経路に従った避難を続ければ体調不良者が多くなることが見込まれた場合、同乗している市の職員の判断で避難経路から離脱することができるのか。【質問事項 1 8】

その場合、市の職員の判断でどこに避難するのか。【質問事項 1 9】

避難計画に実効性がないことを明らかになった場合の対応策が用意されていないことは避難者に降りかかる危険性を倍加させるのではないかと。【質問事項 2 0】

6 貴重なアドバイスを無視した怠慢について

平成28年3月24日の国交省との打ち合わせで国交省から

- 「・ 検査する台数から考えると、渋滞、トイレ、食料、ガス欠等、課題は多いと見受ける。
- ・ 渋滞が発生していると、検査をせずに避難する車両も多いのではないかと。
- ・ 30km境界付近だけではなく、より遠いところでの検査も考えると良いのではないかと。」

という貴重なアドバイスを得ているにもかかわらず、女川地域原子力防災協議会において、避難期間中、避難者が路上の車中でどのような環境に置かれるか、何が必要なのか、それを補給できるのか、補給できない場合、どのような事態が生じるのかという視点を欠いたまま協議を続けてきたのはなぜか。【質問事項21】

第2 女川地域原子力防災協議会に本調査の結果を出すことなく「確認」が行われたことについて

本調査は、4888万4060円もの税金を投入して行ったものであり、依頼した調査期間は契約を締結した令和元年9月24日から令和2年3月19日までである。

しかし、本調査の結果は、女川地域原子力防災協議会の「確認」に全く反映されていない。本調査の期限は、上記のように令和2年3月19日であるが、調査結果のポイントは、宮城県が受注業者に確認すればもっと早く理解することが可能である。UPZについての内閣府の「確認」の案が県や市に明らかにされたのは令和元年11月19日の作業部会である。その案に県や市が同意して協議会の「確認」が得られたのは令和2年3月25日である。その間に県としては、

- ① 阻害要因調査の結果によれば、UPZの避難期間が3日～5日という結果が出る見込みであること
- ② さらに長期化することが確実であること（トータルの避難期間は検査場所の稼働開始までの「数日」と受付ステーションから先の日数及び受付に起因する交通渋滞の日数が①に加わること）
- ③ 避難期間中の避難者の生理的欲求等を全く考慮しないで計画が進められてきたこと（バスの運転手が上記②の期間、車中で睡眠を取りつつ連続運転することは許容されていないこと）
- ④ 体調不良者の救出も検討されていないこと
- ⑤ 現場で実効性がないことを知り、避難計画から外れて避難したいという避難者への対応策も検討されていないこと
- ⑥ 検査場所の整備は入口段階にあり、予定した機能を発揮できるかどうか不明であること
- ⑦ 受付ステーションの打合せもほとんどなされていないこと（現在の打合せ状況からすると、避難者が受付ステーションにたどり着いた頃（避難先に依頼した「数日」が経過したことにより）受付ステーションが閉鎖されていることもあり得ること）

からすれば、

「県と市の避難計画（避難経路）に従って（最終の）避難所にたどり着ける避難者はほとんどいない」「多数の避難者の生命・健康を害する恐れがある」

ことを認識できたはずであり、又、認識すべきである。（最終の）避難所にたどり着ける避難者がほとんどいないにもかかわらず、多数の避難者の生命・健康を害することになれば、もはやそれは避難とは言えず、**無益かつ危険な住民の車中大量移動**に過ぎない。従って県としては①～⑦を3月25日の協議会以前に内閣府に報告し、内閣府の案と矛盾しないかどうか協議の対象にしてほしいと言うべきである。

それでもなお内閣府が令和2年11月19日に提案したUPZの案の「確認」を迫る時は、3月25日の協議会で「確認」に反対するべきである。段階的避難に実効性がなければ、PAZの住民もUPZの住民と同じ末路をたどるはずであり、バスの確保と手配等はUPZと共通であるので、①～⑦を知れば女川町も同様の判断と行動に出た可能性がある。市と女川町が反対すれば（市のポジションからすれば市単独でも）内閣府は3月25日の「確認」を諦め、①～⑦について改めて作業部会で検討し直すことになったはずである。

以上のように、県が実施した阻害要因調査結果によれば、

「県と市の避難計画（避難経路）に従って（最終の）避難所にたどり着ける避難者はほとんどいない」「多数の避難者の生命・健康を害する恐れがあること」

は確実であり、それを内閣府に報告せず、令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会で内閣府の令和元年11月19日の案に同意した県の判断過程と行動には、重大な事実を考慮しなかった過誤があるのではないか。【質問事項22】

又、同協議会の令和2年3月25日の「確認」にも考慮すれば結果が変わりうる重大な事実を考慮しなかった過誤があったことになるのではないかと。【質問事項23】

避難の実態がそのようなものであれば、①～⑦を公表し、計画に変更を加えない限り「国が認めてくれれば、県と市の避難計画は正当化されたものと見なされている」という知事の態度と県と市の避難計画にある「迅速かつ確実な避難」は、無益かつ有害な人の移動に避難者を誘い込む役割を果たすことになるのではないかと。【質問事項24】

第3 石巻市の避難用バスの台数について

県のホームページに出ている本調査の結果14頁で、UPZ避難の現状シナリオにおいて発生する避難車両台数が「北方面215台」「北西方面965台」「西方面1217台」と設定されているのは、県の提供した資料に基づくものか。

県の提供した資料に基づくのであれば、県はいつどのような方法でそれらの台数を把握したのか。【質問事項25】

県の提供した資料に基づくものではない場合、受注業者はいつどのような方法でそれらの台数を把握したのか。【質問事項26】

以上

令和2（2020）年6月23日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
女川地域原子力防災協議会 担当参事官 様

質問者の表示 別紙質問者目録記載のとおり

公開質問書

令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会で女川地域の（避難計画を含む）緊急時対応が「具体的」「合理的」とであると「確認」されました。しかるに女川原発の避難計画を考える会の内閣府に対する令和2年3月26日付情報公開請求の結果によれば、内閣府は別添の同開示（不開示）決定書の赤線の文書をいずれも取得していないということが明らかになりました。その意味するところにつき、別紙の質問事項のとおり質問致します。

つきましては、令和2年7月3日までに質問者目録記載の連絡先までご回答下さいますようお願い申し上げます。

公開質問事項

1 資料1～2について

病院入院患者，社会福祉施設等の入居者の避難手段（車両）と付添人が確保されているのかどうかの裏付けを欠いたまま，資料1～2について「確認」を行ったと理解してよいか。

2 資料3について

避難生活に困難が生じる特別な配慮が必要な在宅の避難行動要支援者の移動先（県災害対策本部が調整した福祉避難所）の具体的な場所の裏付け（場所があるのかどうか，あるとすればどこか）を欠いたまま，資料3について「確認」を行ったと理解してよいか。

3 資料4について

UPZ内の住民が避難する場合に必要なバスの台数（座席数），一時集合場所にバスが到着するのに要する日数，バスが避難所に到着するのに要する日数，隣接県のバスを確保する責任者，隣接県がバスを確保に要する日数，国土交通省の関係団体，関係事業者が確保できる輸送能力の詳細等について裏付けを欠いたまま，資料4について「確認」を行ったと理解してよいか。

4 資料5について

資料5と石巻市の広域避難計画のどちらが優先するかについて裏付けを欠いたまま，女川地域原子力防災協議会が資料5について「確認」を行ったと理解してよいか。

5 資料6について

資料6に記載された対応策によって①避難退域時検査場所による交通渋滞，②避難所受付ステーションによる交通渋滞，③避難所の駐車場不足による交通渋滞が対応可能であるかどうかについて裏付けを欠いたまま，資料6について「確認」を行ったと理解してよいか。

6 資料7について

自然災害等により避難先施設が使用できなくなった場合のUPZ外の県内避難先候補施設（合計443施設）について，裏付けを欠いたまま使用できると判断し，資料7について「確認」を行ったと理解してよいか。

7 資料（4）の青線の部分について

「宮城県が，県内のバス会社等から調達可能と見込まれるバスの台数（座席数）」
「県内のバス会社等から提供してもらったバスの手配の実行責任者が誰か」

について開示された資料は公益社団法人宮城県バス協会会員名簿，原子力災害時における緊急輸送に関する協定書等の基礎資料にすぎず，調達できるバスの台数（座席数），調達責任者，手配の責任者等の裏付け資料は開示されていない。

従って，資料（4）青線の事項についても，裏付けを欠いたまま「確認」を行ったと理解してよいか。

8 上記1～7記載の資料の事項について裏付けを欠いたまま「確認」を行ったのはなぜか

以上

【 添 付 書 類 】

1. 行政文書開示（不開示）決定通知書及び資料1～7

各1通

質問者 目録

- ・女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション
- ・宮城県護憲平和センター
- ・原発問題住民運動宮城県連絡センター
- ・東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
- ・生活協同組合あいコープみやぎ
- ・子どもたちを放射能汚染から守り、原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ
- ・船形山のブナを守る会
- ・女川から未来を考える会
- ・止めようプルサーマル！止めよう核燃料サイクル！女川原発地元連絡会
- ・女川原発の再稼働を許さない石巻地域の会
- ・原発の危険から住民の生命と財産を守る会
- ・放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク
- ・みやぎ脱原発・風の会
- ・脱原発仙台市民会議
- ・さようなら原発いしのまき実行委員会
- ・みやぎ金曜デモの会
- ・大崎耕土を放射能汚染させない連絡会
- ・放射能から子どもを守る ふるかわ連絡会
- ・放射能から岩沼を守る会
- ・女川原発 UPZ 住民の会
- ・女川原発の再稼働に反対する東松島市民の会
- ・原発問題を考える登米市民の会
- ・女川原発再稼働に反対する会（涌谷）
- ・女川原発再稼働ストップの会（美里）
- ・南三陸原発を考える会

<連絡先> 仙台市泉区虹の丘3-5-13 篠原方 TEL 022-373-7000

2020年7月8日

<記者会見資料>

公開質問書に対して、政府と宮城県が回答不能に陥っていることに関する見解

避難計画に実行できる裏付けがないこと、

避難計画の改善にも期待できないことが明らかになった

安倍総理と宮城県副知事が出席して開催された6月22日の原子力防災会議が、女川原発重大事故時の避難計画を含む緊急時対応を了承しました。政府も宮城県も、この緊急時対応の方針は「具体的かつ合理的」なものだと主張していますが、重大な疑問があります。そこで6月23日、宮城県内の住民運動25団体が連名で公開質問書を内閣府と宮城県に提出しました。

これに対する宮城県からの文書が7月1日付で、内閣府からの文書は7月2日付で送付されてきました。驚いたことに、内閣府からの文書には10行の文が書かれていましたが、質問した事項に対する回答はなく、宮城県の村井知事名による文書は「係争中につき、回答を差し控えさせていただきます」と、そもそも回答を拒否するものでした。

○内閣府の無回答は、緊急時対応（避難計画）に裏付けがないことを自白したもの

内閣府に対する質問は、住民の放射能汚染を検査する退域時検査所を設置するまでに数日を要することにより発生する交通渋滞への対応、避難所の駐車場不足への対応、病院入院患者と社会福祉施設入居者の避難車両と付添人の確保、住民が避難するためのバス等の輸送能力の確保、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合の対応などについて、その裏付けがあるかどうかを端的に尋ねたものです。

どの項目に対しても、「裏付けはある」と一言で回答できる質問でした。ところが内閣府の文書は、どの項目に対する回答もありませんでした。県も、裏付けに関わるすべての質問から逃げました。緊急時対応に、計画どおりに実行できる裏付けはないと断じざるをえません。

内閣府の回答文書に、以下のようなくだりがあります。

「地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の『緊急時対応』が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認している。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告している」

緊急時対応は、地域原子力防災協議会で策定され、原子力防災会議幹事会を経て、首相及び関係閣僚が参加する「原子力防災会議」に報告されます。避難計画の、いわゆる「実効性」を検討するとしたらこの段階であるはずですが、幹事会以降は内容に関する議論はなく、「指針に沿った事項が列挙されているとの報告を地域原子力防災協議会から受けたので、具体的かつ合理的であると確認した」とする形式が踏まれるだけです。地域原子力防災協議会では、現実に実行可能かどうかという点に関しては「具体的かつ合理的」な検討はまったくなされていません。

原発の再稼働にあたっては、原子力防災会議による避難計画を含む緊急時対応の確認が不可欠ですが、実効性をチェックしないで確認が行われていることを厳しく指摘するものです。

○阻害要因調査結果を活用しなかった宮城県に、避難計画の「改善」を期待できるでしょうか

宮城県に対する質問では、計画どおりに県民が行動したらかえって命を落とすことになるのではないかと危惧して、計画どおりの行動が可能なのかどうか、緊急時対応に関する疑問の26項目に対して具体的な説明を求めました。

例えば、県が行った避難経路阻害要因調査で、道路が渋滞した場合に女川原発周辺住民が避難所受付ステーションに到着するまで最大で5日、対策を講じて3日かかるという結果が示されました。その数日間、車両の運転手はどこで眠るのか、トイレはどうするのか、水や食料は提供してもらえるかなどを質問しましたが、回答はありませんでした。

阻害要因調査結果は避難計画の根幹に関わる重大な情報ですが、宮城県は女川地域原子力防災協議会に報告すらせず、欠陥のある緊急時対応を政府と一緒に了承してしまいました。

宮城県は緊急時対応について、「訓練による検証、検証結果を踏まえた改善」を進めると繰り返していますが、発言が真実かどうかは実際の行動で確かめられるものです。4888万円余の血税を投入して行った避難経路阻害要因調査の結果を生かすとしたら、緊急時対応を了承する前しかありませんでした。その決定的な時期に行動しなかった村井県政に、今後の緊急時対応の改善を期待できるでしょうか。

新潟県は、原発事故に関わる3つの検証委員会をつくり、検証が終わるまでは事前了解の申し入れに回答しないという態度をとっています。「原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」は、重大事故時の放射能モニタリングと住民に対する情報伝達に不備があるのではないかと政府に問題提起しています。

県民の命と安全を守る姿勢において、そもそも新潟県と村井県政とでは大きな違いがあることを指摘するものです。

○回答不能の背景に、住民の安全より再稼働優先、「避難させない避難計画」への変質がある

1964年に定められた最初の原発の安全基準＝原子炉立地審査指針は、原発の敷地境界で250mSvという住民の被ばく限度を設けていました。福島第一原発事故で放出された放射能による汚染は、10km地点で1000mSvを超えました。原発で事故は起きないという「安全神話」を信

じこんで、住宅地の近くに原発をつくってしまったからです。福島第一原発事故を教訓にするのであれば、立地審査指針の境界基準に適合しない原発を廃炉にするべきでした。

ところが原子力規制委員会は、原子炉立地審査指針を「今後は適用しない」と決めました。これは原子炉立地審査指針を残すと、既存原発の再稼働の障害になるからで、放射能から住民を防護することよりも既存原発に再稼働の道を残すことを優先させたのです。

一般公衆に対する放射線の被ばく許容限度は年間 1 mSv とされています（国際放射線防護委員会の勧告）。これを原発事故時の避難の目安にしたら、既存原発の再稼働は困難です。

そこで原子力規制委員会は、避難等の防護措置の目安として「全身（等価線量）について7日で100 mSv」という、はるかに緩い基準をもちこみました。「7日間で100 mSv」が、住民の生命・身体に悪影響を及ぼさないという根拠は示されておらず、「緊急時には原発周辺の住民は被ばくしてもえやむをえない」という考え方を押し付けるものになっています。

原発周辺の自治体に義務付けられている地域防災計画原子力災害対策編は、原子力規制庁の原子力災害対策指針に基づいて策定することになっています。この指針は、2012年10月に定められてから15回も改定され、改定のたびに内容が後退しています。

とくに2015年4月の改定で、UPZ住民は「屋内退避」が原則とされ、避難計画は「避難させない避難計画」に変質させられました。

こうしてできあがった各地の緊急時対応（避難計画）は、放射能による被ばくから住民を守ることができない致命的な欠陥をかかえています。実効性がなく、計画どおりに行動したら、かえって命を失いかねない危険さえあります。避難計画が、具体的な問題になればなるほど合理的な説明ができないことは、いかに実効性がないかを雄弁に物語っています。

○女川原発の再稼働中止、原発推進政策の転換を要求する

原子力規制委員会は、「新規基準に合格しても、安全とは申し上げない」（田中俊一・初代委員長）と、繰り返しています。避難計画に実効性がなく、「緊急時には原発周辺の住民は被ばくしてもえやむをえない」という考え方が持ち込まれているのは重大な問題です。

原発の再稼働を中止することこそ、命と安全を守る最も確かな道です。

安倍政権に対して、原発政策の転換を求めるものです。

村井知事に対して、県民の命と安全を守る立場から、これまでの対応を見直すよう、強く求めるものです。

以上

<追加コメント>

○私たちが提出した女川原発避難計画「阻害要因調査」に関する公開質問書に対して、宮城県が「係争中につき回答を差し控える」という理由で、回答拒否したことに対して

県が2019年度の事業として4900万円も投じた調査結果についての県民（「係争」当事者ではない県民）の疑問に、「係争中」を口実として、一切答えないという態度は許されない。

まして県は、女川原発2号機再稼働「同意」差し止め仮処分申し立ての審尋において、この質問書で質している避難計画および「阻害要因調査」の内容に関して、一切認否さえしていない。この質問書で質している内容について県は「係争」の中で争っていないのだから、「係争中」を理由にした回答拒否はあり得ない。

そもそも、地方公共団体（県）が、県民の公開質問書に対して「『係争中』につき回答しない」とすること自体があってはならないことである。

国会で、「刑事訴追の恐れがあるので証言できない」というのと相似するとも思われるが、実は「刑事訴追の恐れがあるから」というのも理由にならない（検察に対して話していることと同じことを話す＝証言するのであれば何の問題もないわけだから）。

今回の県の言い分にも同様のことが言えるが、単にそれだけではなく、そもそも県（公共団体）は、仮に係争中であつたとしても、県の見解に確信を持っているのであれば、質問書を提出した県民に対して、それこそ「ていねいに」説明責任を果たす義務がある。

それをしないというのは、見解（＝結論）は何をしても同じ（不動）であることを「自白」しているものと言わざるを得ない。いいかえれば県民との対話を通して結論を出していく意思がないことを示しているのだと考えざるを得ない。

○県が主催する住民説明会との関係で言えば、、、

仮処分債権者は「抗告」を行うことを表明しており、高裁での最終結論が出るまでが「係争中」ということになる。「係争中」を理由に回答を拒否する県が「住民説明会」を主催することを、どう説明するのか。

何故、住民説明会の説明者に県が入っていないのか。県は「阻害要因調査」結果を内閣府（地域防災協議会）へ報告していないが、公開質問書の内容のような質問には、誰が答えるのか。「事故発生時に最終避難所までたどり着けるのか？」は住民の最大の不安事である。これに答えない説明会に意味があるのか。

県議会の中でも指摘されているように、県は住民説明会で「阻害要因調査」の内容について住民に説明する義務がある。従って、この公開質問書にも回答する義務がある。

.....
2020年7月15日

宮城県知事 村井嘉浩様

宮城県女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会 座長 若林利男様
検討会委員 各位

「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」に係る要望書

第24回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会が7月29日に開催されるという「お知らせ」が、原子力安全対策課ホームページに掲載されました。

ところがその開催時間は午後1時30分から2時15分までのたった45分間であり、議題は「女川原子力発電所2号機の安全性に関する意見について」の一本だけです。

前回（第23回）検討会で事務局（原子力安全対策課）から提示された「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討結果（案）」を原案とした検討会の「意見」のまとめを、第24回検討会で了承し、それをもって検討会を終結しようとしているのではないかと思います。それには疑問があります。

私たちは検討会の内容に大いに注目し、2014年11月11日の第1回から2020年3月23日の第23回まで私たちのメンバーが欠かさず傍聴してきました。その県民の立場から見て、このような内容のまま検討会を終結するのであれば、検討会は県知事らが東北電力へ出す「事前了解」の回答に形式的なお墨付きを与えるだけの「アリバイ機関」にしか過ぎなかったと言わざるを得ません。

私たちは、女川原発2号機の安全性検討にはまだまだ課題があり、これで終結してはならないと考えます。ぜひ「専門家」としての、県民に対する責任を最後まで果たしていただきたいと考えています。

そのような立場から、以下にいくつかの意見・要望を申し述べますので、ぜひしっかりと受けとめ、実現してくださるようお願いします。

なお、本「要望書」は、できるだけ速やかに（遅くとも7月29日検討会以前に）委員のみなさま全員に配付していただきますようお願いいたします。

1、国の原子力規制委員会の審査を鵜呑みにせず、立地自治体である宮城県が独自に「安全性検討会」を設置した意義を踏まえ、新規制基準と審査のあり方の適否に関する検討を継続してください。

第23回検討会では、検討会委員から原子力規制庁審査官らへ“聞き応え”のある質疑がなされました。

兼委員からは「審査において様々な知見を得るのに、文献を当てるだけで、専門家との直接の議論はしていないのか」と、規制委の審査の基本的なあり方に係る問題点を厳しく突く意見が出されました。関根委員からは、安全対策の目玉といえるフィルターベント、熔融燃料を水張りで受け止める「対策」について、「実績がないのではないか」という、鋭い指摘がありました。

しかし第23回検討会での一回限りの質疑応答で、新規制基準そのものの問題点や、適合性審査の問題点の検討が尽くされたとはとても言えないと考えます。これまで22回にわたって東北電力の説明を聞いてきたのならば、次は規制委（規制庁）の説明を何回かにわたって聞き、質疑応答や意見交換を行うべきだと考えます。

立地自治体が設置した機関として、原発の地元住民の安全を守る立場からの、批判的な安全性検討を継続してください。

2、今後、規制委員会で行われる工事計画認可および保安規定変更認可の審査の終了まで安全性検討会を継続し、「新規制基準に適合することにより向上する安全性の確認」を最後まで行ってください。

第23回検討会では、岩崎委員、関根委員らが「今後行われる工事計画認可および保安規定変更認可の審査の重要性」を繰り返し指摘し、「厳密なチェック」を要望されました。規制庁側も「設置変更許可は基本設計方針の審査であり、詳細設計、手順、体制については今後の審査で確認していく」旨を認めています。即ち、工事計画認可および保安規定変更認可の審査が終わるまでは、新規制基準への適合性は確認されないのです。

よって、安全性検討会の目的に照らせば、当然、安全性検討会も工事計画認可および保安規定変更認可の審査が終了するまで継続し、「新規制基準に適合することにより向上する安全性の確認」を最後まで行うべきです。岩崎委員らが懸念されている詳細な設計、計画、運用やその能力などについても、立地自治体として東北電力の実際をしっかりと検証してください。

3、脱原発をめざす県議の会と私たちが提起した水蒸気爆発や耐圧強化ベントに関する問題点は解消されていません。引き続き検討してください。

第22回検討会で、東北電力が行った水蒸気爆発問題（TROI 実験データの引用問題含む）に関する説明、耐圧強化ベントの運用に関する説明では、脱原発をめざす県議の会と私たちが提起した問題点（2020年2月19日付要望書）はまったく解消されていません。第23回検討会で規制庁の説明を聞いた上でも同様です。

検討会が初めて招いた外部有識者の成合英樹氏は、水蒸気爆発に詳しい専門家として出席したにもかかわらず、「どの原発が沸騰水型か加圧水型か、忘れた」と発言するようなありさまで、意見らしい発言はありませんでした。参考になる意見を述べることができる水蒸気爆発に詳しい外部有識者を選考し直して、検討会を再度開催すべきではないでしょうか。

県議会と県民から出された疑問について、引き続き丁寧に検討してください。

4、住民の避難計画の実効性についても検討してください。

県が行った女川原発避難計画「阻害要因調査」の結果が公表され、住民避難に3日～5日もかかることが明らかとなり、「もはや避難とは言えず、無益かつ危険な住民の大量移動に過ぎない」と言われるほど、その実効性に疑問が呈されています。

私たちが提出した要望書（2019年12月26日付）への回答（2020年2月6日付）の中では「住民避難計画は検討会の目的の範囲外」としていますが、原子力安全の「深層防護」の第4層までを検討範囲とし第5層のみを範囲外とすることに説得的な理由はありません。

実際、委員の側から避難計画についても論点提起がなされているのですから、しっかりと取り上げてください。

5、ヒューマンエラーに関する検討を振り返り、東北電力に原発を運転できる資格があるのか、検討会としての意見をまとめてください。

過去の原発事故では、スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故など、人為的なミスが発端になった事例があります。日本では電力会社による原発の「事故隠し」が繰り返されてきました。検討会の開催期間に、東北電力のミスが繰り返し発生し、その再発防止「対策」に対し、検討会で再発防止の保障がないことが指摘されました。

ヒューマンエラーの防止と安全文化に関しては、東北電力に対する評価を検討会としてきちんと行ってください。

6、委員同士の議論もないまま、検討会としての「意見」が出せるはずがありません。単なる個々の意見・要望の「羅列」ではなく、委員同士が協議の上まとめた「報告書」ないし「答申書」を出してください。

事務局が提示した「検討結果（案）」は、私たちが懸念したとおり（2019年12月26日付要望書）、単なる個々の委員の意見・要望の「羅列」になっています。しかも、その多くが「今後ともしっかりとやってほしい」というような、特に専門家でなくても言える内容にしか過ぎません。

このような内容では「東日本大震災後の施設の健全性確認、新規制基準に適合することにより向上する安全性の確認」という検討会の目的は果たせず、知事の判断材料にもなり得ません。検討会としての「結論」を委員同士が協議の上まとめた「報告書」ないし「答申書」を出していただきますよう、重ねてお願いします。

7、上記の「報告書」を確定する前に、その案を県民に示し、パブリックコメントを行ってください。また県民からの意見聴取会を行う等、県民の意見を直接聞いて、それを取り入れる機会を設けてください。

第23回検討会では、多くの委員の方々から「県民からすると」「県民目線で」等の言葉が発せられ、県民からの見方・捉え方を意識した発言がありました。検討会として県民の意識や意見を考慮することは当然であると考えますが、そのために一番よい手段はパブリックコメントか意見聴取会開催です。これらは、県民の関心の高い重大な事案においては当然行われるべき、ごく一般的な行政手続きになっていますから、重ねて実施を要望いたします。

以上

2020年7月15日

宮城県知事 村井嘉浩様

「女川原子力発電所に関する住民説明会」に係る質問書

宮城県は、8月1日～19日、女川原発の立地自治体・UPZ自治体内の7会場で、女川原発再稼働に関する住民説明会を開催すると発表し、参加者の申込受付を始めました。

このことについて、以下に要望と質問をいたします。なお、回答は7月28日までに、文書にていただけますようお願いいたします。

1. 新型コロナの感染拡大防止対策は十分か？ 今この時期に開催しなければならないのか？

新型コロナウイルス対策は、科学的な根拠にもとづいて行なうことが当然である。

政府は、直近の7日間の新規感染者が人口10万人あたり2.5人をこえたら、都道府県は社会への協力要請（外出の自粛など）を行うこととしており、宮城県もこの基準で対応している。

ところが東京では先週、新規感染者が人口10万人当たり8人を超えていた。首都圏の市中感染が指摘されているにもかかわらず、東京都は何も手を打っておらず、政府も自分が決めた基準を守ろうとしていない。

説明会の開催にあたっては、首都圏から来県する原子力規制庁、エネルギー庁、内閣府の説明員は、少なくとも一週間前に来県していただき、PCR検査で陰性であることを確認するなど、十分な感染防止対策をとるよう、政府に要請すべきである。

首都圏から大勢の説明員が訪れ、同じ空間に200人～400人もの住民を集める説明会を7回も、どうしてもこの時期に開催しなければならないのか。住民の安全を第一に考え、「延期」も検討すべきでないか。宮城県の考え方をお聞かせ願いたい。

2. なぜ、UPZ自治体で説明会が開催されない市町があるのか？

UPZ（30km 圏内）の住民が対象と言いながら、なぜ、UPZ自治体である登米市、涌谷町、美里町では説明会が開催されないのか？ 30km 圏内に暮らす住民数が少ないとしても、35km、40km、45km 圏に多くの住民が暮らしているのであり、当然、丁寧に開催すべきである。

3. 立地自治体・UPZ自治体のみならず、県北、県央、県南など、県内各地で説明会を開催すべきではないか？

とくに100万市民をかかえる県都・仙台市では説明会を必ず開催すべきである。女川原発が過酷事故を起こせば放射能は県内全域に広がるので、県民全員が女川原発の地元民である。この福島原発事故の教訓を踏まえて、すべての県民が住民説明会に参加しやすい条件を整えることが必要であり、県内各地での追加開催を検討すべきである。

4. なぜ、説明者に肝心の宮城県が入っていないのか？

県は当然、女川原発2号機の安全性検討の経過や緊急時対応・避難計画の内容等について、県の立場から県民に説明すべきである。とくに県が行った女川原発避難計画「阻害要因調査」の内容については、県は内閣府（地域原子力防災協議会）へ報告していないのだから、県が自ら県民に報告する義務があるのではないか。

5. 住民説明会で出された住民の意見・要望は、その後どのように取り扱うのか？

村井知事は、自ら説明会に出席して住民の意見を聞くと発言しておられる。知事はどこどこの説明会に出席されるのか？（副知事も）

知事の発言からして、説明会を住民意見の聴取の場としても位置付けていると考えられるが、説明会の中で出された住民の意見・要望は、その後どのように取り扱われるのか？ 女川原発2号機再稼働「地元同意」手続きにおける知事の判断に、どのように反映されるのか？

6. 本説明会の業務委託先の選定方法は？ 受託者の概要、受託金額は？

本説明会の業務委託先はどのように選定したのか？ 受託者の概要、実績、受託金額等の契約内容、県民の個人情報保護対策等について明らかにしていただきたい。

7. 申込多数の場合の抽選はどのように行うのか？

UPZ住民を優先して入れた上で、残席がある会場にUPZ外の県民を抽選して入れるということか？ なぜ、第一希望・第二希望までしか書かせないのか？（第7希望まで書かせないのか？）

第一希望にも第二希望にも外れた県民は参加できるチャンスはないのか？ 22日で一旦締め切った後、残席がある会場は追加募集すべきではないか？

8. なぜ参加証を持参した上に、さらに本人確認書類の提示が必要なのか？

一般的にはどんな行事であっても、事前申込を取って当選者に参加証を郵送すれば、その参加証を持参することをもって「本人確認」となる（選挙でさえ自宅に郵送されたハガキを持参すれば本人確認に事足り投票ができる）。今回の説明会は、なぜ参加証を持参した上に、さらに本人確認書類の提示が必要なのか？ 一体なにを警戒しているのか。県民にしてみれば非常に煩雑で不愉快な話である。

9. 説明会のプログラム（次第）はどうなっているのか？ 質問の機会はあるのか？

説明者が4者（規制庁、内閣府、エネ庁、電力）ということだが、何分ずつの説明か？ 一者

が説明する毎に質問を取るのか？ 質問時間は何分か？ 質問者何人×何分／人を想定しているのか？

出来るだけ質問時間を多く取り、おおぜいの県民が十分に質問できるようにしていただきたい。

10. 説明会場での新型コロナウイルス感染拡大防止対策はどうなっているのか？

手指消毒、検温は行うか？ ディスタンスはどのくらい取るのか？ 休憩・換気はどうするのか？ 質問者の発言（マイク）はどうするのか？

11. なぜ、録音、写真撮影、動画撮影が禁止なのか？

報道各社が入っており、いずれ県がホームページに公開するのだから、参加者が自分の記録のために録音録画することはなんら問題ないのではないか。

12. なぜ、ライブ配信されるのは女川会場だけなのか？

会場ごとに質疑応答の内容は異なるのだから、すべての会場の様子をライブ配信して、できるだけ多くの県民が視聴し情報を共有できるようにすべきである。

以上

<共同提出団体>

- ・女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション（代表：鈴木宏一）
- ・宮城県護憲平和センター（理事長：砂金直美）
- ・原発問題住民運動宮城県連絡センター（共同代表：小林立雄 齊藤信一）
- ・東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター（代表世話人：綱島不二雄 菊地修）
- ・生活協同組合あいコープみやぎ（理事長：高橋千佳）
- ・子どもたちを放射能汚染から守り、原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ（共同代表：小澤かつ 児玉芳江 佐藤郁子 村口喜代 山田いずみ）
- ・船形山のブナを守る会（代表世話人：小関俊夫）
- ・女川から未来を考える会（代表：阿部美紀子）
- ・止めようプルサーマル！止めよう核燃料サイクル！女川原発地元連絡会（代表：近藤武文）
- ・女川原発の再稼働を許さない石巻地域の会（代表：松浦健太郎）
- ・女川原発の危険から住民の生命と財産を守る会（事務局長：高野博）
- ・放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク（代表：鈴木健三）
- ・女川原発の避難計画を考える会（代表：原伸雄）
- ・みやぎ脱原発・風の会（事務局長：舘脇章宏）
- ・脱原発仙台市民会議（共同代表：篠原弘典 水戸部秀利）
- ・さようなら原発いしのまき実行委員会（実行委員長：佐藤清吾）
- ・みやぎ金曜デモの会（代表：西 新太郎）
- ・大崎耕土を放射能汚染させない連絡会（代表：若井勉）
- ・放射能から子どもを守る ふるかわ連絡会（会長：鎌内あつ子）
- ・放射能から岩沼を守る会（代表：小川栄造）
- ・女川原発 UPZ 住民の会（代表：勝又治子）
- ・女川原発の再稼働に反対する東松島市民の会（事務局長：石垣好春）
- ・原発問題を考える登米市民の会（代表：工藤保之）
- ・女川原発再稼働に反対する会・涌谷（代表：櫻井伸孝）
- ・女川原発再稼働ストップの会・美里（代表：勝又治子）
- ・南三陸原発を考える会（代表：小野寺久幸）

<連絡先>

仙台市泉区虹の丘3-5-13 篠原方 TEL 022-373-7000